

地方拠点強化税制の拡充について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省、経済産業省

1 地方拠点強化税制の拡充について

- 東京一極集中を是正し、安定した雇用の創出を通じた地方への人の流れをつくるため、本社等移転の促進を後押しする地方拠点強化税制について、平成 29 年度に引き下げられるオフィス減税の税額控除率を現行水準にまで引き上げていただきたい。
- 「移転型」の適用要件を、東京 23 区内からの移転に限定しないよう緩和いただきたい。

2 京都市全域を支援対象とすること

- 企業移転促進のための「地方拠点強化税制」の優遇対象地域を京都市全域に拡大していただきたい。

<内閣府の概算要求（税制改正要望）>

◎ 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充（国税・地方税）

<制度概要>

- ・ 支援対象：移転先の都道府県知事に対し、「地方活力向上地域特定業務整備計画」を申請し、認定を受けた法人
- ・ 優遇措置：（１）特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
（２）整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度

	拡充型	移転型
	地方にある企業の本社機能等の強化を支援	東京 23 区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を拡大
支援対象地域	東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域 ※地域再生法に規定される集中地域（京都市の一部地域）は支援対象外	
オフィス取得減税	特別償却 15 % 又は税額控除 4 %（2 年間＝ 27、28 年度） ※ 29 年度の計画認定分は税額控除 2 %	特別償却 25 % 又は税額控除 7 %（2 年間＝ 27、28 年度） ※ 29 年度の計画認定分は税額控除 4 %
雇用促進税制	①法人全体の増加雇用者数 10 % 以上：1 人当たり 50 万円を税額控除 ②法人全体の増加雇用者数 10 % 未満：1 人当たり 20 万円を税額控除	①増加雇用者 1 人当たり最大 80 万円を税額控除 ②①のうち 30 万円分は、雇用を維持していれば、最大 3 年間継続 ③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用
地方税の減収補填	自治体が固定資産税、不動産取得税の減免を行った場合、交付税で減収額を補填	固定資産税、不動産取得税に加え、事業税についても交付税で減収額を補填

【現状・課題等】

- ◎ 京都府では、平成 27 年度に地域再生計画を策定し、当該計画に基づく地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施しており、計画策定以降（平成 28 年 10 月末時点）、4 件の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を行っている。
- ◎ 一方、これまで認定を行った整備計画は、全て「拡充型」であり、「移転型」の計画認定実績はない状況。現在支援対象外である集中地域（京都市の一部地域）を支援対象区域に含めることで、本社機能の地方移転を促進していく。

〔 計画認定実績 〕

・ ヤマウチ(株)（福知山市） ・ (株)村田製作所（長岡京市） ・ (株)ユーシン精機（京都市）
・ 日本電産(株)（京都市、向日市）

【京都府の担当課】

商工労働観光部 産業立地課 075-414-4848